

# 道有地境界確定測量作業特記仕様書

## 1 目的

この仕様書は、道有地「空知郡南幌町元町3丁目889番3（以下「確定地」という。）」境界確定測量業務を行うに当たって必要となる細目を定めることを目的とする。

測量区域・・・空知郡南幌町元町3丁目889番3（別紙1のとおり）

## 2 施行上の業務及び心得

受託者は、業務実施に当って、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 自ら行わなければならない関係官公庁への届け出等の手続きを迅速に処理しなければならない。
- (2) 本業務で知り得た関係者の事情及び成果品の内容を他に漏らしてはならない。
- (3) 地域住民から要望等があった場合には、その意向を充分把握したうえで、速やかに業務担当員に報告し、指示を受けなければならない。
- (4) 契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表（様式1）を業務担当員に提出しなければならない。

## 3 打合せ協議

打合せは、原則として、電話によるものとする。

## 4 資料調査

受託者は、道が提示した図面等に基づき、本測量業務に必要な資料図及び関連する測量成果等がある場合は、その写しを道に提出するものとする。

## 5 事前調査

受託者は目的の達成に必要な対象地の現況確認等のため現地調査を行うものとする。

## 6 多角測量

- (1) 使用する与点は、市町村又は国土地理院が管理する公共基準点若しくは官公庁が道路用地等の確定のため実施した測量成果等とし、これらを3点以上（取付け含む）用い多角測量を行うものとする。

なお、本測量業務は、確定地の譲与を目的とするものであるため、与点間の距離及び新点間の距離については、公共測量作業規程の準則によらないものとする。

- (2) 委託設計内訳書の数量は、打合せのうえ必要に応じて設計変更するものである。
- (3) 受託者は、境界点を観測するために必要となる細部点を前述の多角点から設置できるものとする。  
細部測量は原則として、単路線方式、解放多角方式により行うものとする。

## 7 地積測定

- (1) 面積計算は座標法により行うものとし、計算法は行列方式、倍横距法及び縦横距法のいずれかとする。
- (2) 計算数値の取扱いは、次のとおりとする。

長さ	m単位	小数点以下3けた（小数点以下4けた切り捨て）
面積	m <sup>2</sup> 単位	小数点以下7けた（小数点以下8けた切り捨て）
- (3) 求積範囲は確定地とし、単位は筆数とする。

## 8 境界点測設

受託者は、別紙1に記載の境界点（9箇所）を確認し、その内、亡失している箇所（6箇所）について、測量の結果等に基づき、境界点の設置を次の各号により行わなければならない。

- (1) 境界点測設は、確定地の各筆界点に測設するものとする。
- (2) 境界点測設の形状・寸法・材質・色等は、別紙2「用地境界仮杭設置規格及び仕様」を標準とする。
- (3) 測設後、隣接地所有者の確認を受けるものとする。

## 9 立会

- (1) 受託者は、境界の確認を行うため、隣接地の所有者等の立会日時、実際の作業手順等について業務担当員と協議の上、立会を行わなければならない。
- (2) 受託者は、測量の成果等に基づき、隣接地の所有者等立会の上、隣地所有者承諾書（様式2）に署名押印を求めなければならない。
- (3) 受託者は、次の各号に該当する状態が生じたときは、その事由を整理し、業務担当員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。
  - ア 隣接地の所有者等の一部が立会いを拒否したもの。
  - イ 隣接地の所有者等の同意が得られないもの。

(4) 境界確認の範囲は各隣接地とする。

#### 10 境界杭の設置

(1) 受託者は、用地境界仮杭を設置し、現地において隣接地所有者の確認を受けた後、仮杭と同一の点に境界標を設置換えするものとする。

境界標の形状・寸法・材質・色等は、別紙3「境界標石設置」のとおり。

(2) 永久境界標の設置方法は、次の各号によるものとし、設置後自然の移動、埋没、他人による引き抜き等を生じないよう十分に固定するものとする。

また、地上に露出することが障害となる箇所及びコンクリート標の設置が困難な場合等は、業務担当員と協議の上、金属標に変更する等の支障とならない措置を講じるものとする。

(3) 受託者は、前記第1号及び第2号において、用地境界仮杭、永久境界標が、建物等が支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し業務担当員と協議するものとする。

(4) 委託設計内訳書の数量は、打合せのうえ必要に応じて設計変更するものである。

#### 11 境界標の検測

(1) 受託者は、永久境界標設置が終了したときは、隣接する境界点間の距離を測定して精度を確認するものとし、許容範囲は次表を標準とする。

区分	市街地	市街地外
20m未満	10mm	20mm
20m以上	点間距離（単位 m）/2000	点間距離（単位 m）/1000

(2) 境界点間測量の範囲は確定地とし、測量調査の単位は筆数とする。

#### 12 実測図等の作成

受託者は、測量の成果等に基づき、別紙4「成果品並びに参考図簿一覧表」に定める図面等を作成するものとする。

#### 13 地積測量図及び不動産調査報告書の作成

受託者は、測量の成果等に基づき、地積測量図及び不動産調査報告書を作成するものとする。

#### 14 支障物件の取扱い

本測量業務の結果、確定地に対する支障物件があった場合には、支障物件調書（様式3-1）及び支障物件詳細図（様式3-2）を作成し、提出することとする。

#### 15 測量機械器具の検定

測量業務に使用する測量機械器具は検定を行うものとし、検定については、検定に関する技術を有する第三者機関が行い発行する証明書を成果品に添付して提出するか、又は受託者自身が検定を行いその記録を提出するものとする。

#### 16 管理技術者等

業務処理についての管理技術者を定め、別紙5「管理技術者等選定通知書」により契約後直ちに道に通知する。

#### 17 完了

受託者は業務を完了したときは速やかに別紙6「委託業務完了報告書」を道に提出する。

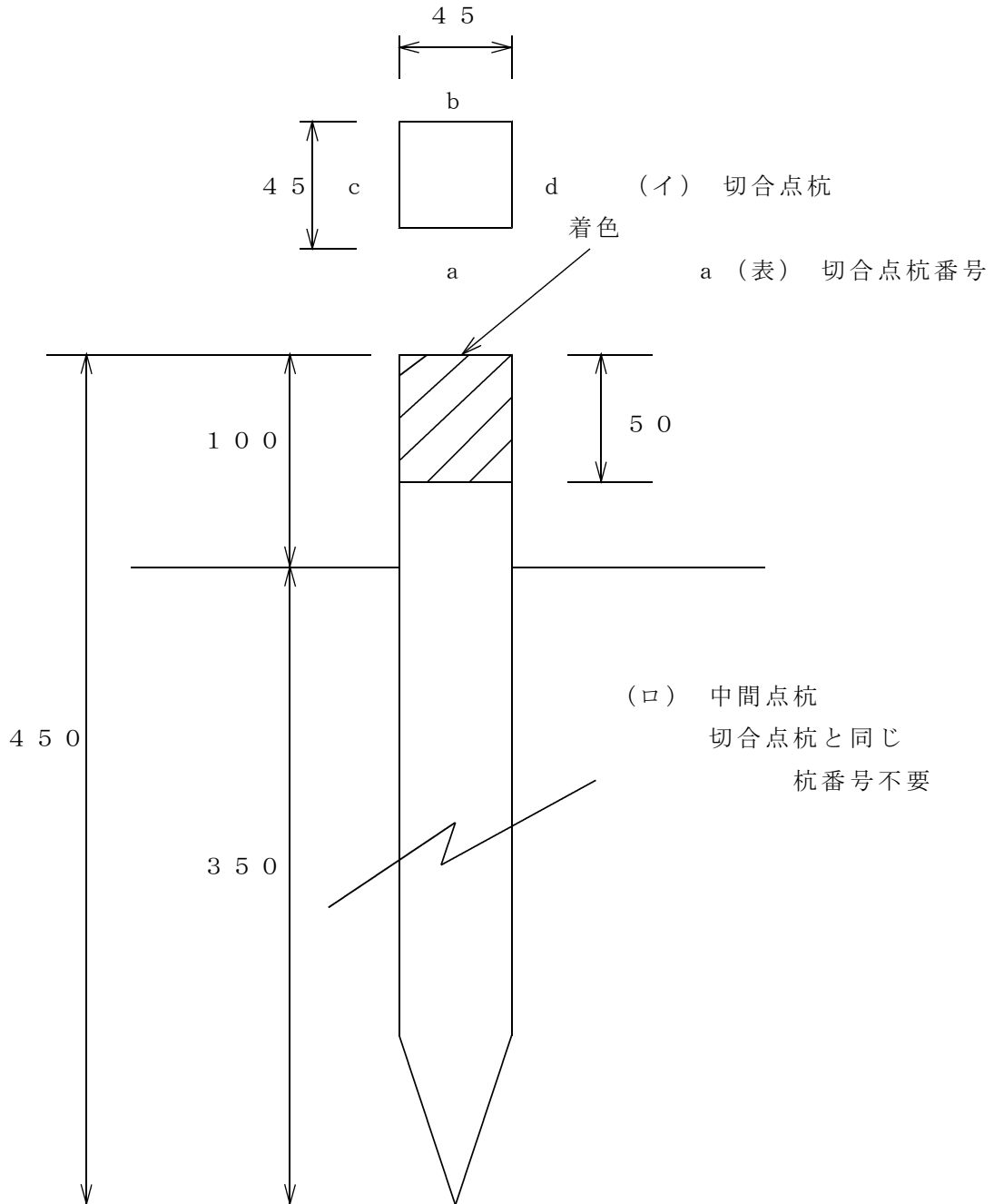
#### 18 その他

(1) 法人等が受託した場合は提出する成果品（別紙4）を管理技術者が検査し、提出することとする。

(2) 本仕様書により難しい場合は、業務担当員と協議し、変更することができるものとする。

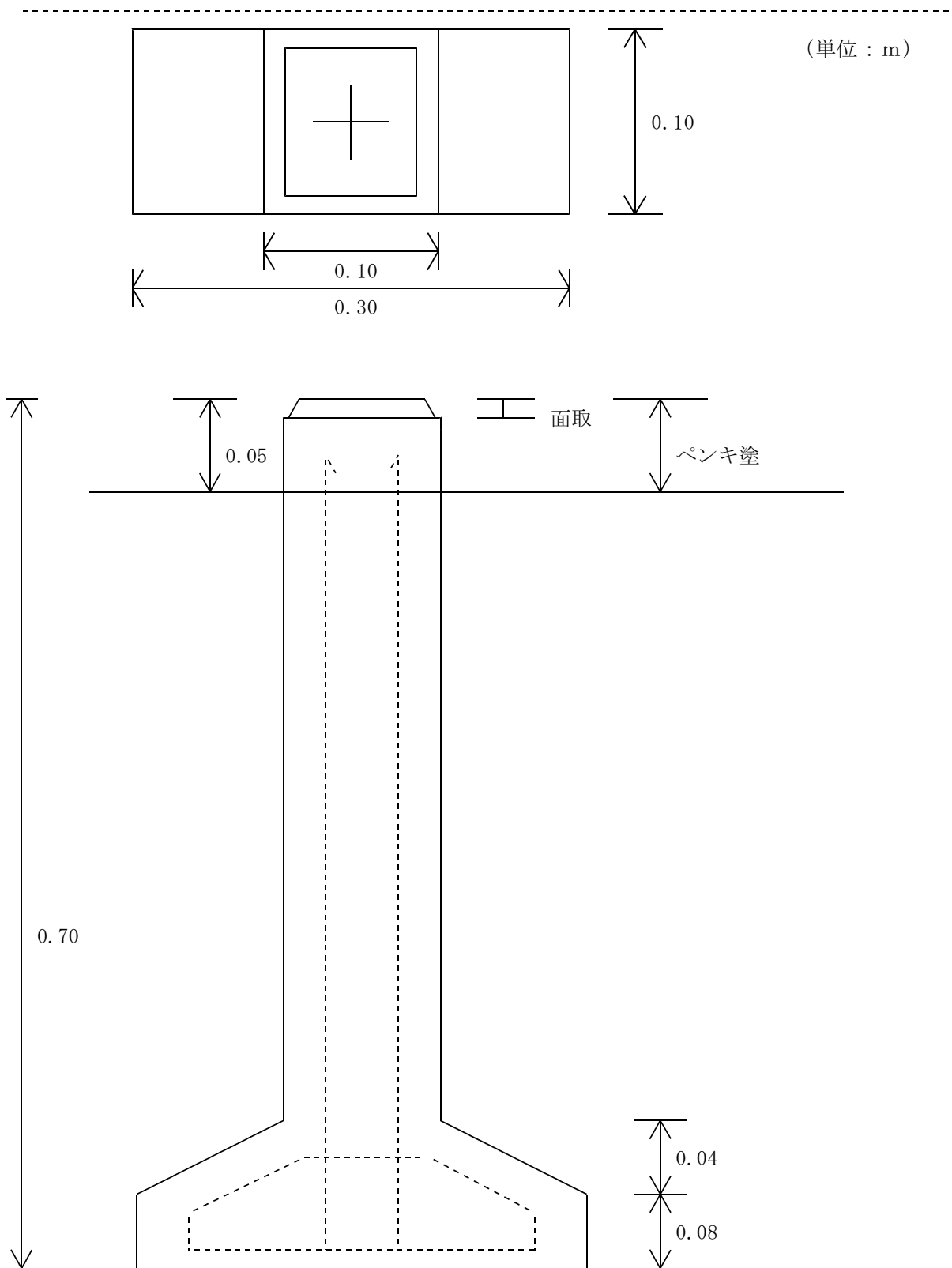


# 用地境界仮杭設置規格及び仕様



# 境界標石設置

境界標石 10 cm × 30 cm × 70 cm (コンクリート製・T字型) 赤ペンキ使用



成果品並びに参考図簿一覧表				
要提出品名称	規格寸法	部数	電子データ	摘要
位置図	A4又はA3	1		地形図等使用
実測図	A3版(A版規格)	1	○	電子データについてはPDF形式で納品のこと
地積測量図	不動産登記規則によるもの	1(1)		複写1部
不動産調査報告書	A4版	1(1)		複写1部
参考図簿				
計算簿	A判規格	一式		
資料図	任意サイズ	一式		
隣地所有者承諾書	土地所有者別	一式		図面添付
支障物件調書	A判規格	一式		該当がない場合は不要
写真		一式		境界標

※添付書類・・・特記仕様書15に定める測量機器器具の検定結果が分かる書類

## 管理技術者等選定通知書

令和 年 月 日

北海道教育委員会教育長 倉本 博史 様

住所  
受注者  
氏名 ⑩

業務名 道有地（空知郡南幌町元町3丁目889番3）境界確定測量業務

令和6年（2024年） 月 日付けで契約を締結した上記の業務に係る管理技術者等を次のとおり定めたので、通知します。

記

区分	氏名	備考

※資格者書（免許書）の写しを添付すること。

委託業務完了報告書

令和 年 月 日

北海道教育委員会教育長 倉本 博史 様

住所  
受注者  
氏名 印

業務名 道有地（空知郡南幌町元町3丁目889番3）境界確定測量業務

令和6年（2024年） 月 日付けで契約を締結した上記の業務について完了したので、報告します。

記

- 業務完了年月日 令和6年 月 日
- 成果品 別添のとおり
- その他 成果品に附帯する著作権等一切の権利を引き渡します。





隣地所有者承諾書

令和 年 月 日

土地の表示

所有者

上記土地に隣接する私所有者との境界に関しては、添付図面のとおり相違ないので承諾いたします。

隣接者所有者 地番 .....

住所 .....

氏名 ..... 印 .....

## 支障物件調書

業務名		調査年月日						調査者
物件等の所在								
番号	字	地番	物件等の所有者	物件等の種類	規模(形状寸法)	数量	単位	備考

注1 字地番の欄は、複数の地番にまたがって存在する場合は、その関係字名及び関係地番の全部を記入するものとする。

注2 番号、種類及び規模(形状寸法)の欄は、異なるごとに通番で付すものとする。

また、用地内と用地外にまたがって存在する場合は、同一番号で用地内と用地外に分けて記入するものとする。

## 支障物件詳細図

番号		所有者	
(写真貼付)			